

# 兵庫県公報

令和元年9月4日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程	1

## 公布された法令のあらまし

### ●職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第3号）

時代や社会の価値観のもとで変化する多種多様なボランティア活動を特別休暇の対象とするため、所要の整備を行うこととした。

## 人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月4日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

### 兵庫県人事委員会規則第3号

#### 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第4号エを次のように改める。

エ 国、地方公共団体又は公共的団体等が行う事業に係る活動のうち、人事委員会が認めるもの

第17条第1項第4号中オからキまでを削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会告示

職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月4日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

### 兵庫県人事委員会告示第1号

#### 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程（平成7年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第6号を次のように改める。

(6) 削除

附則

この告示は、公布の日から施行する。